

第4回 松原市教育振興基本計画策定委員会 会議録

- 1 日時 平成30年2月1日(月) 午前10時から
- 2 場所 松原市役所8階 大会議室B
- 3 出席委員
 - (1) 委員
西井委員(委員長)、若槻委員(副委員長)、西田委員、前崎委員、瀧澤委員、森委員、伊藤委員
 - (2) 事務局及び関係者
横田学校教育部長、高橋教育監、中瀬福祉部長、
浦井教育総務部次長兼教育総務課長、小川教育総務部副理事兼学校給食課長、
岡林学校教育部次長、青山市民協働部次長、芝田文化財課長、幸教職員課長、
山森教育推進課長、道屋教育センター長、前崎地域教育課長、
宮本教育政策課長、宮本教育政策係
 - (3) 策定支援事業者
株式会社 関西計画技術研究所
- 4 次第
 - (1) 開会
 - (2) 議案
 - 1) 松原市教育振興基本計画素案について
 - 2) 今後のスケジュールについて
 - 3) その他
 - (4) 閉会

(1) 開会

委員長 おはようございます。本日は、ご多忙の中、第4回「松原市教育振興基本計画策定委員会」にご出席いただき、ありがとうございます。

定刻になりましたので、委員会を始めさせていただきます。

本日は、保護者代表の御三方、杉元委員、井上委員、恵我委員が仕事の都合で欠席と伺っております。ご了承のほどお願いいたします。

はじめに、事前に事務局から本日の資料をご送付いただいているかと思えます。今お手元にお持ちでしょうか。次第に入る前に事務局から報告があると伺っております。よろしくをお願いいたします。

事務局 この度は、松原南小学校の庇落下事故および恵我小学校不審者侵入事件に関しまして、保護者の皆様、関係各位に対しましてご心配をおかけし、大変申し訳ございませんでした。この間の経過と対応状況についてご説明させていただこうと思っております。

まず、松原南小学校の庇落下事故についてですが、1月15日、火曜日の朝に松原南小学校の学校長より、教育総務課施設担当者に「北校舎の1階中庭側の出入り口の上にあった庇が落下しています。落下していますが、怪我人はございません」という連絡がございました。金曜日、最後に学校を出た際には落下していなかったということです。また、土曜日に学校に来ておりました教師、留守家庭児童会室の指導員等に、落下した際の物音は聞いていませんかという問い合わせをしていただきましたが、物音は聞いていないとのことでしたので、1月13日の日曜日、あるいは14日の月曜日の祝日の間に落下したのではないかと考えております。学校より連絡を受けました、教育総務課の担当者が学校に出向きまして、建築業の修理業者と現場確認を行いました。また、教育総務課の職員がもう一人現場に赴きまして、現場を確認させていただいたところでございます。

落下した庇につきましては、北校舎と南校舎をつなぐ渡り廊下の北側の出入口の上に設置されておりました。渡り廊下につきましては、雨がかからないように鉄製の屋根がついており、その下についていた庇が落下したものでございました。屋根と校舎の間には若干隙間がございました。落下した庇を確認すると庇の鉄筋が錆びているというようなどころも見受けられましたので、雨や老朽化によるもの、色々なことが考えられるかと思えます。落下した原因につきましては、現在設計事務所に調査の依頼をかけさせていただいているところでございます。

この件につきましては、教育長にもご報告させていただきまして、すぐに全小中学校22校、ひとつは松原南小学校ですが、現場の写真等を送らせていただき、同じような庇について、「ひびなどが無いかどうかをすぐに確認してください、はしご等を使って上からも覗いてください」という指示をさせていただいたところでございます。全ての学校から報告がありましたが、「クラックや塗装の剥がれ、軽微なひび割れはありましたが、すぐに落ちるような大きなひび割れやクラックは無い」と報告を受けております。

また、1月17日、18日に松原市の建築住宅課におります建築士と教育総務部事務員

と一緒に、全 22 校をまわらせていただきまして、建築士の目から目視、手の届く範囲で打診、ぐらつき等の確認をしていただきました。その結果といたしまして、庇の下に付いている化粧のモルタルが一部剥がれているような場所が 4 校で、4 か所見つかりましたので、すぐに、子どもたちが近づかないよう、カラーコーンやブロックなどで近づけないように対策を講じたところでございます。

報道に情報提供を 18 日の午後 5 時半頃にさせていただきました。それと同時に小学校につきましては、保護者の一斉メールがございましたので、報道に情報提供させていただきました内容と、調査をさせていただいて、他の学校ではそういったものは見つからないということを一斉メールで流させていただきます。そして、小中学校全ての学校のホームページに同様の文章を載せさせていただきます、報告をさせていただきます。また、一斉メールの登録をされていない方々もおられますので、月曜日にすべての児童・生徒に同じ文書を送らせていただきまして、保護者の方々に見て頂いたところでございます。

同じく 21 日の月曜日に臨時校長会を開きまして、今回の事故の経過と対応状況を報告させていただきました。それとともに、学校で施設の点検を行っていただきますよう、文部科学省発行の点検マニュアル、点検表をもって、すぐに点検をするようにという指示を出させていただいたところでございます。また、22 日、23 日にかけて、違う職員目で再度点検を行い、今後これらの結果を踏まえて、すぐに対策をさせていただきますと考えているところでございます。

松原南小学校については、法定点検を平成 28 年にさせていただいております、その際に庇の部分につきましては法令等に応じて目視で点検をさせていただきましたが、そのような大きなひび等の異常は見つからないという報告を、その際には受けています。

今回の事故につきましては、怪我人がなかったことは本当に良かったと思っておりますが、今後このようなことがないように、教育委員会、学校ともに協力をさせていただきます、対策を講じていかないといけないと考えております。

簡単ではございますが、松原南小学校の庇落下事故については、以上のように報告をさせていただきます。

次に、1 月 21 日の月曜日に発生いたしました、恵我小学校における不審者侵入事件について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

1 月 21 日月曜日、午後 8 時 7 分、機械警備を行っているセコムに侵入者ありという発信がされましたので、セコムの警備員が午後 8 時 20 分に到着し、1 階の窓が 1 箇所開いているところを発見しました。警察に通報しまして、警察とセコムの警備員と一緒に校内に入って全て点検しましたところ、同じ校舎の 4 階にある 6 年 1 組と 6 年 2 組の教室の窓が、廊下のほうから 1 ヶ所ずつ、2 ヶ所が割られておりました。そのことについて、恵我小学校の教頭に連絡が入り、教頭が現場に駆けつけたというところでございます。教頭の確認におきまして、この 6 年 1 組、6 年 2 組の部屋の中が荒らされた様子はないということも確認できましたので、次の日、全児童が来た時に、無くなったものはない

かという調査をしましたところ、特に盗まれたものはないということでございました。

今回は窓ガラスが割られているということで、警察にも被害届を出させていただき、警察が侵入の事件として、今現在も捜査をしていただいておりますが、今のところ侵入者が誰なのかは分かっておりません。

21日の午後8時7分にセコムが鳴ったところでございますが、その17分ほど前の午後7時50分までは教師がいました。教師が帰る際にセコムをかけて、その後4階の窓が割られたものと考えております。セコムにつきましては、1階の階段部分の報知器、センサーが反応していたというところで、そのすぐ近くの窓ガラスが、中から鍵を開けられたように開いていたというところでございますので、私どもが現場を見た感じでは、教師がいる間に中に入っていて、窓ガラスを割って、1階に下りた際に警報器がなってすぐに出て行ったのではないかと考えております。今回こういう事件がありましたので、すぐに学校で戸締り、また、警報器のセットを必ずしっかりとするように話をさせていただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、恵我小学校の報告となります。また、松原南小学校の庇の件につきましては、今後も色々な調査をさせていただきまして、全小中学校の校舎につきましては、平成31年度に法定点検の年になっておりましたが前倒しをさせていただき、3月の補正予算ですぐに点検業務に入らせていただきたいと思いますと考えております。これによりまして、学校施設をしっかりと見ていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ご報告ありがとうございます。2件について何かご質問等があればお願いたします。

 よろしいでしょうか。

 それでは、松原市教育大綱についての説明をお願いいたします。

事務局 松原市教育大綱について説明をさせていただきます。1月15日に教育総合会議を開催いたしまして、教育大綱の期間の延長と文言の修正について審議をしていただきました。修正案が一度認められたのですが、今回の事故を受けまして、やはり施設整備についても大綱の中に盛り込むようにという意見がございまして、現在再度修正案を検討している段階でございます。

 教育大綱につきましては以上でございます。

委員長 教育大綱についてはご存知の通り、市長部局の取り決めになってきますので、それを受けて事務局で、今後また、我々が今作っている教育振興基本計画に反映させていくという作業になるかと思えます。今、大きく2つの事項と教育大綱について説明がありましたが、特段ご意見等がなければ次に行かせていただきますがよろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思えます。議案（1）松原市教育振興基本計画（後期計画）素案（案）についてを議題とさせていただきます。事務局より説明をお願いいたします。

（2）議案1）松原市教育振興基本計画（後期計画）素案（案）について

事務局 本日の次第としましては、教育振興基本計画の素案（案）の審議と今後のスケジュールについて、その他となっております。

それでは、素案（案）の説明に移らせていただきたいと思います。まず、資料20をご覧くださいいただけますでしょうか。こちらが第3回教育振興基本計画策定委員会でいただいたご意見とその後の対応についての一覧表となっております。続きまして、資料21をご覧くださいいただけますでしょうか。この資料21につきましては、今回の資料20で対応したところを反映させた資料となっておりますので、説明をさせていただきます。

まず、資料20の上から、事務局で検討させていただいた箇所についてご説明させていただきます。資料20の一番上、「図表について」ですが、資料21の67ページをご覧くださいいただけますでしょうか。校区の境目が線路となっているところもあり、このようになっておりますが、前回、松原市内を通る駅の記載をしてはどうかというご意見がありましたので、入れさせていただきました。

続きまして、資料21の8ページ、9ページをご覧くださいいただけますでしょうか。この図表4から次の9ページの図表7についてですが、ここは小学校、中学校の並びが上と下の図で違うということでしたので、合わせる修正をさせていただきました。

また、同じく図表5と図表7についてですが、前はすべて単色でしたので、図表の数値などが見にくいというご意見があったと思えます。こちらについては、一段ごとに線の色を変えさせて頂いて、文字を少しだけ大きくさせていただき、できる限り見やすくさせていただいたというところがございます。カラー印刷にするとここは薄い水色で表記されます。

続きまして、評価の方法についてですが、25ページをご覧くださいいただけますでしょうか。こちらの達成状況についてですが、「達成」と「未達成」の2つしかないので、「あと何パーセントで達成なのか」という数値を入れる方法はどうかというご意見がありました。事務局で検討をさせていただいたのですが、現状値などでパーセンテージを使っているところがございますので、「何パーセント達成」という表記は紛らわしくなって、見にくくなるということでそのままこのような表記にさせていただきました。

続きまして、27ページの指標C-1のトイレの整備率についてです。この現状値の算出のところですが、「小中学校のトイレ全室のうち、整備できたトイレの室数の割合」というのは、何の整備をしたのか具体的に書いた方がいいのではないかというご意見でしたが、27ページについては前期計画の評価となっておりますので、このまま表記させていただき、今後の施策で45ページに再度出てくるのですが、こちらで表記を変えさせていただくという形になっております。また後ほどご説明させていただきます。

また、トイレの整備率につきましては、前回、平成 29 年度の数値を書かせていただいていたのですが、平成 30 年度の数値が確定いたしましたので、その表記に変えさせていただきました。それによりまして、「目標値 90%以上」に対して、現状値が「91.4%」となりますので、これで目標達成という形で変更させていただいております。

また、資料 20 の 2 枚目の裏、目標値の設定についての指標のところ、達成に変わる部分を書いております。また突き合わせてご確認頂けたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、資料 21 の 43 ページをご覧くださいませでしょうか。2 つ目のひし形の部分です。こちらの文章につきましては、より詳しい表記とさせていただきますので、ご検討をお願いします。

続きまして、資料 21 の 45 ページ、指標 C-1 です。先ほど申し上げた「トイレの整備率」についてです。こちらの測定方法について、表記を変えさせていただきました。「小中学校のトイレ全室のうち、便器の入れ替え等の改修を行ったトイレの室数」と、具体的に書かせていただきました。同じく指標の C-4、ブロック塀等の改修率につきましても、分かりやすい表記に変えさせていただいております。

その他、資料 20 で対応させていただいている部分として書かせていただいているのは、前回の会議でもお答えさせていただいた部分等になりますので、またご確認をお願いいたします。説明につきましては以上です。

委員長 細かいところですが、修正をした点について説明をしていただきました。後は修正対応表をご覧くださいませと色々書いてあります。

今日は、3 名の保護者代表の委員がお休みです。皆さんの揃ったときにご意見を聞いて審議をしたほうが良いかと思っておりますので、これまでの審議についての修正の確認に留めたいと思っております。修正がなされているかどうかについてご指摘等、また次の委員会に向けての要望があればお願いいたします。

委員 早速なのですが、近鉄の駅を入れて下さってありがとうございました。ただ、せっかく入れて頂いたので、技術的に無理でなければ、その表記を、国土地理院の鉄道の表記にならっていただいた方が、より良くなると思います。

委員長 白と黒というのは、国土地理院の凡例によると JR です。私鉄の表記方法にすると、区割りの点線と重なってきますね。

要は、黒いところだけが入っていて、白いところが繋がっていないということですよね。

委員 技術的にこれ以上だめだというのであれば結構ですが。もうひと工夫あればと思います。

事務局 できるだけ対応させていただきます。

事務局 申し訳ございません。もう一点修正がありましたので、ご連絡させていただきます。資料 21 の 60 ページをご覧くださいませでしょうか。「③文化財の普及啓発」の次の行です。「学校教材」というところに数字のゼロが入ってしまっておりますので、これは間違いです。申し訳ございません。

委員長 他にはいかがでしょうか。

委員 資料 21 の 25 ページの一番下に注釈の 1 で「※平成 30 年度全国学力・学習状況調査では調査されていない項目」が、真ん中の指標 A-2 の「達成」のところにかかっているのですけれども、もう一つ右の「全国学力・学習状況調査 (H29)」のところに書いた方が分かりやすいのではないかと思います。

「達成」のところにあると、分かりにくかったので、そちらのほうがいいと思います。同じことが 28 ページの真ん中あたりにもあります。注釈の 4 で「平成 30 年度は『算数 (数学) の授業の内容がわかる』児童・生徒の割合のみ」とあって、平成 30 年度は算数の授業の割合のみということですよ。これもパーセントのところにあるのはどうでしょうか。

委員長 28 ページ上の重点目標 (2)、指標 D-1 ですね。76.3%のところにある米印を右側のセルに移動させてはどうかということですね。

委員 右側の「児童・生徒の割合」の後ですかね。

委員長 そうですね。「平成 30 年度は『算数 (数学) の授業の内容がわかる』児童・生徒の割合のみ」とありますから。事務局、よろしいでしょうか。

事務局 修正します。

委員 43 ページは、今回の南小学校の事故を受けて、また変更の可能性はあるのでしょうか。

事務局 はい。先ほど説明したように、大綱で学校の施設整備のことを書いていきますので、安心・安全の欄につきましては、変更の可能性があると考えております。

委員 分かりました。

それから、45 ページで、ブロック塀等の改修率についての指標ですが、目標値は前から 80%以上だったのででしょうか。100%でなくても大丈夫な数字なのでしょうか。

事務局 学校にはブロック塀が色々あるのですが、建築基準法という法律がございまして、以前の建築基準法で建っているものが特に危ないということがございます。それらのブロック塀を撤去してフェンスなどに変えていくというのが指示として出ておりますので、改修させていただくのですが、例えば高さが1 mくらいのブロックを積み上げたものでも、ブロック塀になります。そのようなものについては打診等の調査で特に危険性が無いというところが多少残りますので、その数値を見させていただいて「80%以上」としてしております。

委員 これだけを見ると基準を満たしていないものが20%残るというのを目標にしているようにも読めましたので。

委員長 残り20%は、建築基準法に違反していたとしても安全上問題がないということですよ。それを明記したほうがいいですね。

委員 100%というかどうかという状態を指しますか。

事務局 測定方法にも書かせていただいているのですが、現在の建築基準法の基準を満たしていないものの改修が全て終われば100%となります。これについては再度、どういう書き方が良いのか検討したいと思います。今の状態であると、今先生がおっしゃったように思われる可能性がありますので。

委員長 そうですね。改修の必要のあるものの100%を目指すという表記の方が分かりやすいですね。

市民に安心感を与えられるような表記にさせていただきたいと思います。この「80%達成」という表記であっても、安全ということだと思いますが、市民が読んでどう捉えるかということを含めて検討いただけたらと思います。

委員 「小中学校にある建築基準法の基準を満たしていない等の」と記載すると、誤解が生まれると思います。「現行の建築基準法」ということですよ。建てた当時の基準は満たしていたけれども、今は基準が当時と変わっているというところを分かるようにしたほうが良いと思います。

事務局 そちらも訂正を考えさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。「現行の」というほうが良いということですね。

委員 ブロック塀のすぐ下の、「学校における受傷率」というところで、「ISS取組校の受傷率が5%未満」とあります。記憶が曖昧なのですが、ISSの指標でこういったものは無かつ

たというか、怪我を減らすというよりは、安全意識を持たせるような取り組みであったような気がするのですが。ISS と趣旨がずれていないかなと思いました。

事務局 今ご指摘のところでございますが、ISS 自体は体の怪我及び心の怪我、具体的に言いますと、事故や、校内で転んで怪我をしたというような体の部分と、それから学校の中でいじめや嫌な思いをしないというような心の安全の両面を、大事にしております。その中で言いますと、怪我を減らすこと自体が目的ではないのですが、例えば子どもたちが「ここで走ったらぶつかって危ないな」と思うような安全意識を高めていくことで、結果としてこういう数字が減っていくという意味で、こういった指標をあげさせていただいているという理解をいただけたらと思います。

事務局 付け加えてご説明させていただきますと、実は後期計画全体が ISS の目標であるということです。ハード面でも安心・安全。それから 41 ページを見ていただいたら良いかと思うのですが、「自分にはよいところがあると答える子ども」、「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」、「学校のきまりを守る」こういったことも実は ISS の目標値なのですが、すべて「ISS」と書いてしまうと教育全般になってしまい、ぼんやりしてしまいます。ですが、これも ISS の目標として私たちは捉えておりますし、まさしく ISS の認証のための目標値ではなくて、教育全般で育てていく子どもたちの目標値と捉えております。ただ、目標値 C の部分については、ハード面についての章立てとなっておりますので、そこでの ISS との関わりと言うと「受傷率」ということで、特化して書かせていただいております。

委員 わかりました。

委員長 このままでよろしいでしょうか。

委員 はい。ここがハードのことだということであれば、このとおりであると思います。

委員 この、資料 20 などはいくまで内部資料でしょうか。なぜ聞くかという、資料 20 の 5 ページ、P59「文化財の保護と活用」の「現状と課題」の◆の二つ目で、これは私が発言したところなのですが、その真ん中のところに「浪花」とありますが、これは「花」ではなくて「速」です。もし、ここだけの資料なら良いのですが、何らかの形で外部の人に見られたときに、これは「浪花」ではなく、「浪速区」の「浪速」です。このように表記するのであればそのように書いてください。

事務局 原則こちらで使用する資料ですが、議会にどこを修正したのかお示しさせていただきますときに、これを使わせていただくことにはなります。また、会議資料として後日公開もいたしますので、ここは修正して公開させていただくようにしたいと思います。

委員 標記の問題で、ここでは「難波」となっていますが、普通の人は「なんば」と読んでしまいますので、これはふりがなを入れられるのでしょうか。できるのであれば、「難波」と書いているところは「なにわ」と読むのだということを書いておかないと、一般の方は「なんば」と読むと思いますので、漢字の標記の上に、「なにわ」というふりがなをふっていただけたらより分かりやすいと思います。

委員長 啓発という意味からも。漢字の標記はこれで良いのでしょうか。資料 21 の 59 ページの「現状と課題」の 2 つ目のひし形の 3 行目ですが。

委員 ここはこれで良いと思います。資料 20 の「花」は「速」にしてください。この「浪花」の「花」は江戸時代以降に、特に文芸的に使われるので、「浪速区」の「浪速」にしたいです。59 ページのこのひし形の 2 つ目はこれで結構なのですが、ここも、分かりやすくするのであれば「難波」にふりがなをふったほうがより分かりやすいと思います。

委員長 漢字の標記はこれでよろしいですね。ふりがなを「なにわ」とするということですね。その場合は「わ」ですか、「は」ですか。

委員 「わ」でいいです。本来「なみはや」で、『日本書紀』などには「なには」と書いてありますが、現代的には「わ」でいいです。

委員長 他にはいかがでしょうか。

お気づきの点があれば、事務局まで言って頂けたらと思います。

前回の委員会を踏まえての修正点についてということでしたが、本日また新たにご意見をいただきました。ありがとうございます。

次に、議会で議員に説明をされたと伺っております。そこで提案があったようで、それが資料 22 になります。その説明を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは 12 月と 1 月に開催いたしました教育振興計画議員説明会におきまして、資料 22 のご提案がありましたので、ご報告させていただきます。

今回 1 月 17 日に開催した説明会では第 2 章までしかご意見をお聞きすることができませんでしたので、そこまでの提案ということで、本日はご議論いただきたいと思っております。

順番にご説明させていただきます。まず、「第 1 章 計画の策定にあたって」というところなのですが、資料 21 の 2 ページの図表 1 をご覧ください。こちらの位置づけなのですが、委員からのご意見として、上位計画である松原市第 5 次総合計画とは実質的には

相互に関連し合っているものだから、教育大綱と教育振興基本計画から、第5次総合計画への矢印、下から上の矢印も追加してはどうかというご意見をいただきました。この図表につきましては、第5次総合計画と教育大綱、教育振興基本計画の位置づけとして記載させていただいているものです。現在第5次総合計画の策定段階でありまして、教育振興基本計画から施策を持つていくことになるのだから、双方向に関係していると議員からお話がありました。また、ピラミッド型にしてはどうかというご意見も頂戴いたしました。しかしながら、第5次総合計画の基本構想に合わせまして、教育大綱、教育振興基本計画を策定してまいりますので、位置づけとしてはこの図表の通りになっていると事務局では考えておりますが、ご意見をいただきたいと思っております。

続きまして、「第2章 松原市の教育が目指す姿」としまして、第2章全体についてなのですが、松原市教育大綱の引用であるから、内容を変更できないということであれば、第2章全体を教育振興基本計画から削除してはどうかというご提案がありました。前期計画に載せているので、後期計画には必要がないとお考えになられたのかもしれませんが、教育大綱につきましては、資料の1ページ、5段落目に記載をさせていただいておりますように、松原市の教育に関する施策の根本となる方針を定めたものですので、教育振興基本計画の目標でもあります。事務局としましては、教育振興基本計画の目標は削除することはできないものと考えておりますが、教育大綱に関わる第2章を抜いて、参考資料に教育大綱を記載することも含めまして、皆さまのご意見を頂戴できたらと考えております。

続きまして、「基本的な方針～松原市教育大綱より～」の部分なのですが、4ページをご覧いただけますでしょうか。教育振興基本計画の上位である大綱の引用をここで行っていますが、最上位計画である第5次総合計画についてはそういった記載がないということです。総合計画についても記述を行うべきではないかというご意見がありました。つきましては、2ページに計画の位置づけについての記載がありますが、松原市第5次総合計画からの引用等を行っておりませんので、もしよろしければ、2ページの計画の位置づけの下の部分に第5次総合計画と教育大綱、教育振興基本計画の説明を記載してはどうかと事務局では考えております。また、事務局が考えた案がありますので、よろしければお配りさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(資料配布)

事務局

この案でご議論いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、「未来を拓く人づくり～子どもの教育～」の部分について、素案(案)5ページの教育大綱からの引用部分ですが、「全ての校区でのインターナショナルセーフスクールの認証を目指すなど」という、認証が目標に見えるような表記であるという意見がありました。認証取得をして、何をを目指すのか分かるような記述にすべきであるというご意見がありました。これにつきましては、教育大綱の修正案で、「インターナショナルセーフスクールや給食を活用した食育など安心・安全・健康の取り組み」とさせてい

ただく文案に修正することで一旦、総合教育会議にて了承をいただいておりますので、これに合わせて修正させていただくということでしょうか。

同じく5ページ、施設が老朽化しているが、学校の安心・安全の根底となるのは、施設そのものの安全なので、施設の点検等についても記述すべきである、第4章の施策の展開ではなく、基本的な方針として記述する必要があるとのご意見をいただいたものです。また、松原市基本計画審議会の委員長からも第5次総合計画の策定にあたりまして、今回の事故を受けて、長寿命化対策の記述についての質問がありました。それに伴って修正を行ったと聞いております。

以上のことを踏まえまして、教育大綱に施設整備の記述を記載させていただくことを事務局にて検討させていただいており、その文案ができ次第、ご提示させていただいて、今後ご検討をお願いしたいと思っております。なお、素案(案)42ページをご覧くださいませでしょうか。「基本的な方針2 安心・安全で魅力ある学校園づくりの推進」の現状と課題の一つ目のひし形に長寿命化について記載をさせていただいておりますが、この標記等をまた変更させていただきたいと考えております。

続きまして、6ページの「自立心を育む人づくり」、社会教育の部分になるのですが、こちらに目指す市民像について記載させていただいておりますが、本市には市民憲章があるのに、それと異なるのはおかしい。市民憲章を引用すべきであるというご意見を頂戴いたしました。資料22の一番下の四角の中が、市民憲章となっております。これにつきまして、市民憲章は市民一人ひとりが実現していく目標であり、目指す姿として策定されております。これに対して、教育大綱の目標である市民像につきましては、行政として社会教育を行っていく上での目標であり、人づくりの姿であります。よって、市民憲章とは設定する対象が違うものと考えておりますが、皆さまのご意見を頂戴したいと考えております。

以上が、1月17日に行いました教育振興基本計画素案(案)市議会議員説明会でのご意見でした。また、1月の説明会では第2章までしか行えませんでしたので、2月に3回、議会説明会を開催予定としています。ここでも、各議員からの提案が出されることとなりますので、今回の策定委員会にてパブリックコメント案を確定する予定となっておりますが、今年度中にもう一度策定委員会を開催させていただきたいと考えております。そちらで、パブリックコメント案の最終決定をさせていただきたく、ご検討のほどよろしくお願いたします。

委員長

ありがとうございます。今、議会から頂いた意見をもとに検討したいと思えます。資料22の一番上からです。2ページの図表1ですけれども、ここについては事務局から説明があったように、関係を示したのではなく、どれが一番上位にあって、どこから何が出てくるかという図ですので、このままで良いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。関係図ではないという、はっきりとした目的を持っておりますので、そのまま事務局の意見のとおりをお願いいたします。

それから、第2章自体を全て削除するということですが、削除できないですね。教

育大綱からの引用ですし、この計画の基本になっているのですが、いかがでしょうか。

委員 どういう趣旨だったのですか。

事務局 柔軟に対応できないのなら、いっそのこと第2章を。

委員長 柔軟というのはどういうことですか。

事務局 ここは大綱の引用部分ですので、ご意見をいただいても文章標記の一部を変更することはできますが、大綱そのものを変更することはできないというようなことを申し上げたつもりなのですが、教育振興基本計画には関係ないのではないかというようなご意見だったかと思われまます。

委員 前提からお話ししたほうがいいと思います。今回の松原南小学校の事故をうけて、修正していかないといけないのではないかという話からお願いします。

事務局 教育大綱につきましては、先ほども申し上げました総合教育会議にて決定されるものでありまして、1月16日に総合教育会議が開催されまして、17日に議会説明会を行いました。その中で、文章の一部について、この表記では施設整備のことを書いていないのではないかというような意見が出ました。教育振興基本計画の中の大綱の引用部分にそれを記載するのが無理なのであれば、第2章を全て抜いてしまったほうが良いのではないかという意見であったと記憶しています。

委員 まず、この第2章というのが、教育大綱の基本計画の構想部分に当たります。第4章の見開きのページを見て頂いたら分かるのですが、計画の体系の左に「松原市教育大綱」があり、右のA3の部分が「教育振興基本計画」となっています。この計画は教育大綱の基本理念、基本方針を根幹として計画を作っているということで、先ほど申し上げたように、前日の16日の総合教育会議の中で、平成28年からの教育大綱を基本的には引き継いで、4年間計画の期間を延ばすという方針が決まっておりました。それを受けて、議会の説明をしておりますので、基本的に総合教育会議で基本理念、基本的な方針が定まっている関係で、この第2章自体を完全に変わってしまうということが、この構想の部分になるため現段階では難しいというお話をしていたかと思えます。すると、松原南小学校の事故があった現状があるので、そもそも教育大綱を変更しないといけないのではないかというようなお話になったと考えております。

そこからの話として、大綱そのものを変えることができないのなら、ここに載せておく意味が無くなっていくのではないかというような話につながっていきました。

委員長 そうすると、今のところは保留状態ですね。教育大綱を修正していくでしょうし、それ

を議員にもご覧になったうえで、整合性をみていただくしかないですね。

ひとまず現状のままということではよろしいでしょうか。大綱がどう変わるかというのはある程度予想はつくのですが、改正されたものを見ないと、今ここで議論はできないと思います。

それから、次の基本的な方針、今別紙でいただいた下線の入っているものです。これは確かにあったほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。何かご意見等がありましたらお願いいたします。

これによって、最初のご意見、関係図ではなく、上位計画から降りていくのだということを書き文章化することで、議員のご意見にも答えることにもなるかと思いますが、いかがでしょうか。

委員 　私は今、第5次総合計画の委員会にも出席させていただいています。今月は15日、19日、30日と3回会議があり、大まかなところを決めさせていただいて、これからパブリックコメントを行い、3月にまた集まることになっています。17日に議員からそういう意見があったということですが、おそらく15日だったと思いますが、議員から、教育振興基本計画についての意見がありました。本来、市の職員にお答えをさせていただいているのですが、たまたまこちらにも出させていただいているので、私から、教育振興基本計画と第5次総合計画の関連性などを少し説明させていただきました。それを第5次総合計画の中で取り入れていただいているので、第5次総合計画に現在私たちがやっている教育振興基本計画の意見を取り入れて頂いているので、整合性はとれていると思います。

委員長 　情報をありがとうございます。

委員 　文言なのですが、下から3行目あたりに「まちづくりの柱2の教育に関する分野」とあるのですが、上の段では「まちづくりの柱2」が「教育」であるとは書かれていなくて、少し分かりにくいのですが。両方で「教育」を出すか、下のほうをそのまま「人を育て、人が輝くまちづくり」にするか。急に「教育」と出てきていたので気になります。

委員長 　「教育」にも色々な意味があるので、「人を育て」というところでしょうか。

委員 　ただ、上のほうには「教育」とは言っていないですね。

委員長 　確かに、「教育」という言葉は使っていないですね。

委員 　「基本構想」は資料としてお配りしているのでしょうか。

事務局 　第1回で資料10としてお配りしています。

委員　　これが教育ではないという話ではなくて、文章の流れとして、1段落目で「教育」とは言っていなかったものが、2段落目では「教育」とまとめられているので、分かりにくいのではないかと思います。

委員長　受け取り方としては、この柱の中でも教育に関することと受け取ったのですが。

委員　　「このうちの」ということですか。

事務局　はい。

委員長　「柱2のうちの」と入れましょうか。柱2には教育に関すること以外の内容も入っていますので。

事務局　「教育に関する」ではなく、「人づくりに関する」という表現のほうがよろしいでしょうか。

委員長　ソフト面の人づくりというのが柱2ですよ。

委員　　「柱2」と書かないというのは乱暴ですか。総合計画の中の教育ということですよ。

事務局　「柱2」という文言を抜いてしまうとすっきりしますね。

委員　　3本柱のなかの、「柱2」の一部ということですよ。

事務局　この表記であるとそうになってしまうので、総合計画全体として、方向性を同じくするものと表現するためには、「まちづくりの柱2」という表記は抜いたほうが良いと、確かに思います。

まちづくりの柱1では、学校での防災訓練のことにも触れておりますし、まちづくりの柱3については、地域と学校の連携等についても書かれておりますので、「まちづくりの柱2」という表記を抜いて、「第5次総合計画の目標である教育に関する分野」というような表記でよろしいでしょうか。

委員長　第5次総合計画の中でも教育に関する分野に限定して、ということになっていれば良いですよ。「まちづくりの柱2」までを消すということですね。

他に何かございますか。

委員　　それで良いとは思いますが、ここに「スポーツ」という言葉がないです。下から6行目からの部分で「松原市の教育、学術、芸術及び文化の振興に関する施策の根本となる

方針としています」とありますが、「スポーツ」という言葉があっても良いのではないかなと思います。もし入れられないのであれば「文化など」とか、そういう言葉を入れておいたほうが良いのではないかと思います。先ほど申し上げました総合計画にも、委員にスポーツ分野の代表の方もおられますので、スポーツについての記述があります。スポーツというのは非常に大切だと思うので、そういう言葉を入れるのはどうですか。

委員 スポーツは管轄が違うのではなかったですか。

事務局 はい。教育委員会の管轄ではなくなっており、今は市長部局の管轄になっております。

委員 ですので、「など」という表記はどうでしょうか。

事務局 それでは「など」という表記を入れさせていただきます。

「松原市第5次総合計画」のところなのですが、「松原市第5次総合計画の目標の教育分野における目標と方向性を同じくするものです」という表記でよろしいでしょうか。

委員長 今2点修正が入りました。他にはいかがでしょうか。

またお気づきの点があれば後ほどでも言っていただければと思いますので、次に進めさせていただきます。

次とその次の点は、教育大綱に合わせるということでしたので、これはもう修正されたからの検討になるかと思います。それでよろしいでしょうか。教育大綱に合わせて盛り込むということになるかかと思ます。

それから最後ですが、目指す市民像が市民憲章と異なるので引用すべきではないかということで、ここに市民憲章の文章をいれていただいております。ただ、事務局から説明があったように、対象が異なるということです。市民憲章は一人ひとりの目標であり、社会教育の目指す市民像とは理念としては異なるということですが、どうでしょうか。

委員 この「目指す市民像」や「目指す子ども像」というのは変更できますか。

事務局 これは教育大綱で定まっておりますので、ここについては変更ができないということになります。総合教育会議で検討された結果、この文言が使われたという形になります。

委員長 ここは意見が分かれるところかなとは思いますが、やはりここでは教育大綱に準じてよいのではないのでしょうか。市民憲章とは若干趣旨が異なるということはあるかと思うのですが。いかがでしょうか。

委員 教育大綱との整合性が必要だと思いますし、市民憲章はかなり大事なものだとは思

ますが、社会教育の一部の市民像のところだけに引用されるというのは、少し妙だという気がするので、現状のままで良いのではないかなと思います。

委員長 松原市全体であれば、こういった市民憲章を示す必要もあるかとは思いますが、確かに趣旨が違いますね。このままでよろしいですか。

ひとまず、議会からの意見については審議をいたしました。他に何かご意見等はありませんでしょうか。

委員 先ほどの、「文化など」とする部分についてですが、以前お配りした資料7の教育大綱の、3ページの下「関係法令条文」にあります、教育大綱の定義、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に、「当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」とあります。ここをそのまま使うのはいかがですか。「文化の振興」とあるので。

委員長 この文言をそのまま使ってはどうかということですね。そうですね。ありがとうございます。

委員 その下は教育だけになっていましたね。そちらを「など」にするのはどうですか。

委員長 「教育分野などにおける」ということですね。上のほうは教育大綱の関係法令条文の表現に合わせて、今委員のおっしゃったところは下から3行目、「教育などの分野における」ということで、ここに「など」を使うということですね。

皆様いかがでしょうか。

委員 この文言を図表の下に入れるのですね。

委員長 2ページの図表1の、後ろに追加ということですね。

委員 計画の期間の上に入れるということですね。

事務局 はい。

委員 上の文言と重複するものがいくつかあるかと思うのですが、それはどうするのでしょうか。

委員長 そこは、またもう一度作り直して、次に検討いたしましょうか。

委員 はい。

委員長 通して読んでみて、事務局としても整合性を持たせてみて、それをこの委員会で検討しましょう。確かにおっしゃるとおりですね。また次に事前に資料をいただいたりして検討し、ここで意見を出していただくほうが良いかと思います。次の宿題ということでお願いします。

委員 主旨はそのままで良いかと思います。あと細かい文言などは、出てきた段階で。

(2) 議案2) 今後のスケジュールについて

委員長 それでは、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 スケジュール案を机上に配布させていただいております。ご覧いただけますでしょうか。先ほども申し上げましたように、2月に議員説明会を3回開催させていただくことになっておりますので、そこで出ましたご意見をもう一度3月にご検討いただくということで、予定より1回回数が増えるのですが、現在3月の16日、17日のどちらかで予定をさせていただいております。今のところ、今日欠席の保護者委員の方々からは17日の午後3時以降であれば、都合がつくとお聞きしておりますので、17日の午後3時以降で設定させていただきたいと考えております。その日は午前中に松原市の総合防災訓練がございますので、昼からになり申し訳ございませんがよろしくをお願いいたします。

委員 16日か17日のどちらかですか。

事務局 今のところ保護者委員のうちお二人が17日の方が都合がよいとおっしゃっているので、17日にさせていただきたいと思っております。

委員 午後3時以降ですね。

委員 午後5時からということもありえますか。

事務局 あまり遅い時間ですと、翌日お仕事もあると思いますので。ただ、保護者委員のうちお一人については、午後4時頃以降なら出席できるとのことですので、時間の調整はまたさせていただきたいと思います。

委員長 午後3時以降ということですが、午後4時くらいになる可能性が高いということですね。

事務局 また検討させていただきたいと思います。

委員長 委員の皆様は、ご予約をお願いします。今後のスケジュールについては以上でよろしいでしょうか。

事務局 今後のスケジュールについては、先ほども申し上げましたように、3月の策定委員会において、パブリックコメント案の最終案の決定をさせていただきたいと考えております。それを持ちまして、パブリックコメント案ができた段階でもう一度、議会に、この案でパブリックコメントを実施するというご報告をさせていただいたうえで、パブリックコメントの実施となります。できましたら、3月中にパブリックコメント実施の初日を迎えたく、スケジュールの調整をさせていただきたいと考えております。パブリックコメントにつきましては、原則30日以上となっておりますので、その期間を今のところ考えております。そうなりますと、4月の下旬までパブリックコメントを実施しまして、それから策定委員会の答申の決定となるかと思えます。そのスケジュールでいきますので、後半になりまして大変タイトになりますが、よろしく願いいたします。

委員 3月17日で確実に確定できるということですか。

事務局 今のところ17日で思っております。

委員 17日の会議を踏まえて、微修正などは出てきませんか。

事務局 そのあたりにつきましては、もう一度開催の可能性もあるかとは思います。また、議員からパブリックコメント案をお示しした段階でも。

委員 場合によっては持ち回り会議、メールでの確認をさせていただくなど、柔軟にしてはどうでしょうか。この会議でそれを決定すれば良いと思えます。

委員長 前もって頂ければありがたいですね。

委員 最終的には委員長にご確認いただくなど。

委員長 微修正ということであれば、最終的には私が確認させていただくということで、ご一任いただければと思います。大きなものについては、きちんと審議をしなければならないとは思いますが。そういった進め方でよろしいですか。

委員 はい。

委員長 以上でよろしいでしょうか。本日も色々なご意見をいただきましてありがとうございます。

ました。それでは、これにて本日の策定委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(閉会)